



アジア・フォーカスチーム ニュースレター

2013年12月号

ベーカー&マッケンジー法律事務所は、アジア・太平洋地域に15の事務所からなるネットワークを有しております。アジア・フォーカスチームにおいては、かようなネットワークを最大限に活かし、アジア全域へ進出・事業拡大を検討する日本企業に対し、コーポレート、M&A、ファイナンス、紛争解決等、幅広い分野でシームレスなリーガルサービスを提供しております。本ニュースレターは、アジア各事務所にて執務する日本人弁護士が、現地における最新の重要な法律情報をお届けするものです。

東アジア



中国

● 中国（上海）自由貿易試験区の開設

中華人民共和国国務院は、2013年9月27日、中国（上海）自由貿易試験区（以下「自由貿易試験区」）総体方案¹を公表し、自由貿易試験区を開設した。自由貿易試験区は、従前上海において指定されていた4つの税関特殊監督管理区域（合計28平方キロメートル）が対象となっている。自由貿易試験区総体方案には、今後の自由貿易試験区の方針として、以下の項目が盛り込まれている。

- (1) 金融領域の解放：リスクコントロールが可能な範囲における人民元の自由化、金利の市場化、人民元クロスボーダー取引等の試験的な実施
- (2) 投資領域の解放：金融、旅行、医療、ゲーム、娯楽施設、人事仲介を含む18業種のサービス業の開放拡大、外商投資項目に関するネガティブリスト方式の導入及び外資投資プロジェクトの認可制から届出制への移行
- (3) 貿易関連：貿易の新業態及び機能の積極的な育成、貨物の搬入手続、検査検疫手続の簡素化、多国籍企業による地域統括本部の設立の奨励
- (4) 法律関連：外資企業に係る法律に基づく審査・批准手続の変更について、自由貿易試験区の設置後3年間の調整・確定
- (5) 政府機能の転換：政府による事前審査制から事後モニタリング方式への審査方式転換の推進

既に国内外の36社（金融機関11社、その他25社）が自由貿易試験区に進出しているということであるが、今後の規制緩和に向けた具体的な法令についても注視が必要である。

● CIETAC の分離独立問題

中国国際経済貿易仲裁委員会（CIETAC）は、中国において最も歴史が長く、実例も豊富な仲裁機関であり、北京本会を中心に、上海分会・華南分会が存在した。しかし、2012年2月のCIETAC仲裁規則の改正を巡り、上海分会及び華南分会がこれを拒否したことをきっかけに、独自の仲裁規則の制定を行い、独立した仲裁機関である旨の宣言を行った。これに対し、北京本会は、上海分会及び華南分会に対して、仲裁事件の事務の授権を取り消

¹ http://www.gov.cn/zwqk/2013-09/27/content_2496147.htm

す宣言を行った²。これによって、CIETACが仲裁機関として定める仲裁条項の有効性に疑義が残る状態となっている。

今後は、実務上、契約において CIETAC を仲裁機関として設定する場合は、疑義を避けるため、上海・華南ではなく、必ず以下のように北京を仲裁地として合意することが推奨される。

Any dispute arising from or in connection with this Contract shall be submitted to China International Economic and Trade Arbitration Commission (CIETAC) for arbitration which shall be conducted **in Beijing** in accordance with the CIETAC's arbitration rules in effect at the time of applying for arbitration. The arbitral award is final and binding upon both parties.

また、そもそも CIETAC 仲裁については仲裁人が中国人となる可能性があるなど、その運用に不透明性が残る。したがって、日本企業においては、できるだけ CIETAC 仲裁を避けるように協議を行い、日本、シンガポール、香港などを仲裁地とした仲裁合意を行うことが推奨される。

中国に関するお問い合わせについては、下記までお願いいたします。

折原康貴 台北事務所勤務 Tel: +886-2-2715-7354 yasutaka.oriara@bakermckenzie.com



韓国

● 株式会社に対する外部監査法の改正により有限会社も外部監査の対象に

韓国で会社を設立する場合、日本の合名会社、合資会社、株式会社、有限会社に当たるものが存在しており、2011年の商法改正によって、新たに合資組合（LP）、有限責任会社（LLC）の設立も可能となった。この中で圧倒的多数を占めるのは株式会社であるが、日本ではすでに廃止となった有限会社もまだ数多く存在しており、特に、金融機関を中心とした外資系企業等において、有限会社形態を使う場合が多いといわれる。もともと、韓国の有限会社は、小規模閉鎖会社を念頭に作られた形態であり、社員（株主に相当）の数は50人以下とされ、また、出資持分の譲渡に社員総会の特別決議を必要とするなどの特徴があった。しかし、2011年の商法改正により、これらの制限は撤廃され、有限会社と株式会社の差異は極めて小さくなった。

その一方で、韓国の株式会社は「株式会社の外部監査に関する法律」（外監法：Act on External Audit of Joint Stock Companies）の適用を受けるのに対して³、有限会社にはこの法律の適用がないため、有限会社は外部監査を受ける必要がなく、また、任意に採用する会計基準を用いることが許されていた。これを理由として、規模的には株式会社の実質を持つ企業が有限会社形態をとっていたり、また、外部監査を免れるためにわざわざ有限会社に組織変更を行うという事例も見られた。

今回、ガバナンスの強化・会計の透明化を目的として、外監法を改正し、その名称を「営利法人などの会計及び外部監査に関する法律」（Act on Accounting and External Audit of For-Profit Entities, etc.）と改めようえ、これを一定の要件を満たす有限会社、また、一部の非営利法人にも適用を拡大することとした。

具体的には、120億韓国ウォン以上の資産を有する有限会社は、外部監査人により会計帳簿の監査を受け、財務諸表を作成し、外部監査人及び証券先物取引委員会に提出する義務を負うこととなり、財務諸表及び監査報告書については、一般人の閲覧が可能となる。

また、上記の有限会社は、非上場の株式会社において採用されている韓国 GAAP 又は上場の株式会社において採用されている IFRS のいずれかを、会計基準として採用しなければならない。

² <http://www.cietac.org/index.cms>

³ ただし、資産、負債、従業員数などが一定基準に満たない小規模株式会社等は除外される。

本改正については、現在、韓国金融委員会（Financial Services Commission）においてパブリックコメントを受付中であり、2014年春国会に提出される予定である。この法案が可決された場合、約1,500社の有限会社が外部監査の義務を課されると予想されるため、有限会社形態で韓国に進出している外資系企業は注意が必要である。

韓国に関するお問い合わせについては、下記までお願いいたします。

穂高弥生子 Tel: 03-6271-9461 yaeko.hodaka@bakermckenzie.com



香港

● 新会社条例の施行日が2014年3月3日に決定

新たな会社条例（Companies Ordinance⁴）については、2012年7月香港特別行政区立法会により承認されていたが、2013年10月25日に通達が出され、施行日が2014年3月3日と決定された。新たな会社条例においては、香港における会社設立又は登記される会社に関し、全体的な法制度の改革が行われた。

新たな会社条例の主要なポイントとしては、コーポレートガバナンスの強化（①取締役の説明責任の強化、②意思決定過程への株主の関与の強化、③会社情報の開示の改正、④株主保護の促進、⑤監査役の権限の強化）、規制の実効性確保のための対応（①登記情報の正確性の確保、②執行制度の拡充、③会社登記の廃止制度の修正）、事業促進のための対応（①手続きの柔軟化、②報告制度の簡易化、③事業運営の促進）といった点があげられる。

香港に関するお問い合わせについては、下記までお願いいたします。

折原康貴 台北事務所勤務 Tel: +886-2-2715-7354 yasutaka.orihara@bakermckenzie.com



台湾

● 日台間の電子商取引、特許、薬事、鉄道、救援等5項目の協議・覚書に調印

2013年11月5日、日本の対台湾窓口機関である公益財団法人交流協会⁵と台湾の対日本窓口機関である亜東関係協会は、「日台電子商取引取決め」、「日台特許等優先権書類電子的交換了解覚書」、「日台薬事規制協力取決め」、「日台鉄道交流了解覚書」、「日台航空機捜索救難協力取決め」に調印した⁶。いずれの分野も今後の日台の経済・貿易関係において重要な項目である⁷。

「日台電子商取引取決め」は、電子商取引の一層の発展と普及を目的として、デジタル・プロダクトの無差別待遇、電子署名及び認証サービス等に関する規律、知的財産権に関するインターネット・サービス・プロバイダーの責任制限、日台間の情報流通の維持等について定め、また、貿易実務に関する文書の電子化、及び電子商取引における消費者保護等の分野での協力について定めている。

「日台特許等優先権書類電子的交換了解覚書」は、日台双方の出願人の相手方区域における安定した特許権、実用新案権の手続負担を軽減するための相互協力を定め、特許優先権主張の実施に必要な特許出願書類の謄本（優先権書類）の電子的交換について定めている。

「日台薬事規制協力取決め」は、日台相互の薬事規制協力のためのプラットフォームを設定するとともに、相互理解の向上を目的とした枠組みを構築することにより、日台関係当局の薬事規制における知識・経験を共有し、日台薬事行政の協力関係を強化することを定めている。

⁴ http://www.cr.gov.hk/en/companies_ordinance/index.htm

⁵ http://www.koryu.or.jp/ez3_contents.nsf/Top

⁶ http://www.koryu.or.jp/taipei/ez3_contents.nsf/Top/45A31A314554A27149257C1A00203B7D?OpenDocument

⁷ 日本と台湾は正式な国交がないため、民間団体である日本側の交流協会と台湾側の亜東関係協会が、それぞれ外務省と同じ役割を実際には果たしている。

「日台鉄道交流了解覚書」は、高速鉄道システムを共有する日台間において、システムの安全性・信頼性の向上や海外展開の可能性を追求するため、鉄道運行、安全、防災、海外展開等の鉄道全般における協力関係を強化するよう努力することを定めている。

「日台航空機捜索救難協力取決め」は、海上における航空機の捜索救難活動の効率性の向上を目的とし、日台間の海上で実施される遭難航空機の SAR 活動において、日台間の円滑な調整を推進するための相互協力を定めている。

● 日台特許優先権証明書の電子的交換制度が 2013 年 12 月 2 日から正式実施

上記の公益財団法人交流協会と台湾の垂東関係協会によって調印された「日台特許等優先権書類電子的交換了解覚書」に基づき、2013 年 12 月 2 日から特許優先権証明書の電子的交換が正式実施されることとなった。これは、日本特許庁と台湾經濟部知的財産局の相互協力により、特許優先権証明書を電子的な交換方法を用いて相互に受領することを可能とし、これまで紙ベースでの文書を郵送していた実務を変更するものである。これにより、出願人の時間と費用を削減することができ、日台双方の出願人による優先権主張の際の利便性が高まるものと期待されている。

台湾に関するお問い合わせについては、下記までお願いいたします。

折原康貴 台北事務所勤務 Tel: +886-2-2715-7354 yasutaka.oriyama@bakermckenzie.com

東南アジア



インドネシア

● インドネシア地方裁判所において英語のみで締結された契約書の無効判決

多島のインドネシアには数百の言語があると言われているが、インドネシア国民の共通語は、マレー語系のインドネシア語 (Bahasa Indonesia) である。インドネシア共和国憲法も、インドネシア語を国語とすると定めている。

しかし、実務上は、インドネシアにおいては英語を解せる人が非常に多いため、また外国企業において本国から派遣された社員でも契約内容を理解できるよう、英語において契約書が作成されることも頻繁に行われている。この場合、インドネシア企業の理解や官庁での手続のため、インドネシア語の翻訳が作成されることもあったが、費用・時間の観点からインドネシア語の翻訳は作成せずに済ませることも多かった。

このような状況の中、インドネシアにおいては、インドネシア語の利用を促進することなどを目的として、2009 年に国旗、国語、国の紋章及び国歌に関する法律 (「Law 24/2009」)が制定された。Law 24/2009 は、インドネシア人やインドネシア企業などのインドネシア私人間の契約等についても、インドネシア語の利用を義務付けている。Law 24/2009 は、2 年以内に施行規則を制定するものと定められているが、未だかかる施行規則は制定されていない。そのため、Law 24/2009 の具体的な適用範囲は、明らかになっていなかった。

今般、西ジャカルタ地方裁判所において、英語のみで作成された契約書 (準拠法はインドネシア法) を無効と判断する判決が下された。本件は、インドネシア法人と外国法人が、インドネシア準拠法のローン契約を英語のみで締結し、その実行のための Deed of Fiduciary Security はインドネシア語で作成していたという事案である。返済に関して争いが生じ、インドネシア法人が本件ローン契約書は Law 24/2009 に反しており、無効であるとの主張を行った。裁判所はインドネシア法人のこの主張を認め、Law 24/2009 に違反するため、当該ローン契約は無効であるとの判決を行った。

上記の判断はあくまでも地方裁判所の判決であり、上級審などによって覆される可能性がある。また、インドネシアはシビル・ローの国であるため、(コモン・ローの国とは異なり) ひとつの判例の効果は、他の事例には法律上の直接的な影響は与えない。しかし、上記と同様の判決が下された場合、インドネシアにおいて活動を行う

外国企業に重大なインパクトがあるため、インドネシア法と契約を締結している日本企業においても、（原則はケースバイケースで判断する必要があるものの）以下のような実務上の対応が必要である。

- まず、インドネシアを準拠法とする契約書については、原則、英語だけではなくインドネシア語も準備する。
- インドネシア法以外を準拠法として締結する場合であっても、インドネシア裁判所において執行の可能性が存する場合は（仲裁などによってニューヨーク条約に基づきインドネシア裁判所における強制執行が必要となる場合がある）、当該契約の重要性、契約の種類、当事者などの諸事情を勘案した上で、インドネシア語を準備する。
- 両者を準備した場合で、不一致があった場合に英語を優先させるとの優先条項の有効性については、明確な結論が出されていない。しかし、英語を優先させるとの合意が直ちに無効となるとは考えにくい⁸、いずれの言語が優先するのかを明示する。

インドネシアに関するお問い合わせについては、下記までお願いいたします。

栗田哲郎 Tel: 03-6271-9522（日本）、+65-8183-5114（シンガポール）、
+62-812-12-789427（インドネシア） tetsuo.kurita@bakermckenzie.com



シンガポール

● 個人情報保護委員会、個人情報保護法に関するガイドライン最終案を公表

2014年から順次施行が予定されているシンガポール個人情報保護法に備え、シンガポール個人情報保護委員会⁹は、2013年9月24日、ガイドライン最終案を発表した¹⁰。概要は以下のとおりである。

- ガイドライン・キーコンセプトにおいて、個人情報の所有権について新しいセクションを設けた。個人情報保護委員会は個人情報保護法下の「個人情報」の定義について、個人情報を構成する情報に限定されており、それらが保存されている物やメディアデバイスには及ばないとした。例えば、個人を特定できる写真は個人情報ではあるが、個人情報保護法においては写真そのものの所有権までには及ばず、このような権利は、所有権や著作権に従うこととされた。
- ガイドライン・キーコンセプトのドラフトにおいては、個人情報保護委員会は、個人に対する「みなし同意」（一定期間に異議を申し出ない限り、同意したとみなす規定）は認めないとしていたが、この考え方を変更し、特定の状況の場合、みなし同意規定も有効であるとした。
- 個人情報保護委員会は、個人情報保護法が適用されない例外規定を広げ、情報収集時に一般に入手可能な個人情報（例えば誰でも入店可能な店舗内で撮られた写真など）は、個人からの同意なくしてかかる情報を使用、開示できることが定められた。
- 個人情報保護委員会は、個人に個人情報収集の目的、使用、開示について通知する義務を遵守するために会社が考慮すべき指針を定めた。特に、企業は、普通の個人が容易に理解できるよう、プライバシーについての通知の作成などを推奨している。

⁸ 明確な回答が出されたわけではないものの、Law 24/2009の31条においては、外国の当事者の場合、当該外国当事者の母国語及び・又は英語を用いることもでき、契約書を複数の言語において準備した場合は、いずれの契約書も正本とすることが可能であるとの記載があるのみである。したがって、インドネシア語以外の言語の契約書を優先させるとの規定は、Law 24/2009において明確に規定されておらず、これを禁止する規定も具体的には存しないため、当事者の契約自由の原則の範囲内であると考えられている。

⁹ <http://www.pdpc.gov.sg/>

¹⁰ <http://www.pdpc.gov.sg/resources/advisory-guidelines>

ガイドライン最終案は、個人情報保護委員会が個人情報保護法をどのように解釈するかを示しているものであるが、法的拘束力は存しないこととされている。

- ガイドライン特定事項において、防犯カメラを通じて集められた個人情報の扱い方についての新しいセクションを加えた。防犯カメラの設置を希望する企業は、個人情報保護法の例外規定（例えば、防犯カメラが公共の場所で使用されている等）に該当しない限り、画像が撮られる個人からの同意を得るため、通知する必要がある。
- 個人情報保護委員会は、人材紹介会社は個人情報保護法にある情報保護の義務を遵守する必要があるが、人材紹介会社が求職者に電話やテキストメッセージを送ることは DNC 登録の要件の対象にはならないことを明確にした。

シンガポールに関するお問い合わせについては、下記までお願いいたします。

栗田哲郎 Tel: 03-6271-9522（日本）、+65-8183-5114（シンガポール）、
+62-812-12-789427（インドネシア） tetsuo.kurita@bakermckenzie.com



タイ

● 証券・デリバティブ業者に対し、新たな事業運営上の要件を課す新規則を制定

タイ資本市場監督委員会（Capital Markets Supervisory Board）は、2013年9月、証券・デリバティブ業者に対し、新たな事業運営上の要件を課す新規則（Notification No. TorThor. 35/2556）を公布した。新規則は、証券業及びデリバティブ業に対して別個に規制を課していた既存の規則を統合し、統一的な規制を課すことを目的としている。

新規則は、証券業又はデリバティブ業を営む者（これらの業を営む証券会社及び銀行も含む）に対して適用される。

新規則が課す事業運営上の要件には、以下に関する事項が含まれる。

- 経営体制、独立取締役の選任など
- 利益相反、取引の分類等による利益相反防止対策の実施
- 顧客関係、顧客とのコミュニケーション及び提供するサービスに関する要件の設定
- 広告

新規則は2014年4月1日に施行され、同日以降、事業者の経営体制及び事業運営に関する既存のタイ証券取引委員会規則の多くが変更されることとなる。

タイに関するお問い合わせについては、下記までお願いいたします。

勝山正雄 バンコク事務所勤務 Tel: +66-2-636-2000（内線 4022）
masao.katsuyama@bakermckenzie.com



ベトナム

● 外国人の就労

本ニューズレター8月号で述べたとおり本年5月より新労働法が施行されており、さらに外国人の就労について詳細に定めた政令 102 号（Decree No.102/2013/ND-CP、以下「政令 102 号」）が11月1日より施行された。政令 102 号では、外国人の雇用、また労働許可証の取得手続きについて定められており、ベトナムにおいて就労する従業員を有する企業においては変更後の手続きに沿った対応が必要になる。主なポイントは以下のとおりである。

1. 外国人を雇用する必要性についての報告義務

外国人を雇用する企業（外資系企業も含む）は、外国人を雇用する必要性につき、地方人民委員会委員長宛に毎年報告を行わなければならないことが新たに定められた。報告においては、外国人を起用する各業務ポジションを列挙し、各ポジションにつきベトナム人では代替できない理由を説明しなければならない。同報告内容に変更があった場合にも当該変更を報告しなければならない。この報告制度は、外国人よりもベトナム人の雇用を優先させる方針強化の表れといえる。

2. 労働許可証の取得が免除される場合の手続き

外国人がベトナムで就労する場合、免除される場合に該当しない限り、労働許可証の取得が必要である。労働許可証が免除される場合には、下記のものがある。

有限責任会社の出資者／株式会社の取締役会構成員／国際組織、NGOの駐在員事務所代表者／営業活動のために3ヶ月未満滞在する者／重大かつ困難な事故対応のために3ヶ月未満滞在する者／外国人弁護士／国際条約に基づく滞在者／就労を認められた留学生／WTO公約の11のサービス分野における社内異動／ODAプロジェクト従事者／報道関係者／インターナショナルスクール教員／ボランティア／修士以上の資格を保有し、30日以内の期間、大学での講義、研究を行う者／国際協定を実施するための滞在者

ただし、免除される場合であっても、企業は対象従業員が勤務を開始する7営業日前までに免除の確認書を地方労働局から取得する必要がある。労働許可証の申請の場合と同様の書類を求められる（改正前も報告が必要であり書類提出は求められていた）。ただ、免除事由に該当することを証明する書類の日本での公証手続きは不要とされたため、書類準備にかかる手間は若干簡素化された。

3. 労働許可証の有効期間が3年から2年に短縮

労働許可証の有効期間が最長3年から2年に短縮された。延長する場合も最長2年である。外資系企業では3年から5年の予定で出向、駐在している従業員が多く、その場合には出向、駐在期間中に労働許可証の更新手続きが必要となる。なお、政令102号の施行前に発行された労働許可証の有効期間には影響はない。

● 外資系企業による飲食・小売店出店

ベトナムでは外資系飲食・小売チェーンの店舗展開が加速している。スターバックスは10月にホーチミンに3店舗目を出店し、マクドナルドは来年初めにホーチミンに初出店する予定であると報じられている。

飲食店については、WTO加盟公約において、現在、外資系企業による出店はホテル建設関連投資と併設しなければならないと定められているが、その規制が撤廃される2015年以降は、外資系企業による出店も容易になることが期待される。もっとも、外資系企業の飲食店、小売店の場合、2店舗目以降の出店には Economic Needs Test（経済需要テスト）という出店規制が課され、迅速な店舗展開の障壁となっている。

そこで、店舗展開の方法としてよく用いられているのが、ベトナム現地企業に対するフランチャイズ形態である。フランチャイズする場合には、対象となるフランチャイズビジネスが日本で1年以上運営されていることが条件となる。また、ベトナム商工省にフランチャイズビジネスの登録が必要となる。

ベトナム現地企業であれば、Economic Needs Testによる出店規制が適用されないため、より迅速な店舗展開が可能であり、また外資系小売業に対する流通規制も課されず、取扱い商品も広がる。ただ、日本のフランチャイザーから現地フランチャイジーの運営に対して管理統制を及ぼせるような措置は必要である。

飲食・小売店業にとって、9,000万以上の人口を有するベトナム市場は非常に魅力的であり、今後も外資の進出が加速することが見込まれている中で、フランチャイズは有力な進出形態の候補となりうるだろう。

ベトナムに関するお問い合わせについては、下記までお願いいたします。

松丸知津 ハノイ事務所勤務 Tel: +84-4-3936-9614 chizu.matsumaru@bakermckenzie.com



マレーシア

● マレーシア、2014年度の予算案を公表

マレーシアのナジブ首相・財務相は、2013年10月25日、2014年度のマレーシアの予算案を公表した¹¹。同予算案のテーマは、「マレーシア経済の回復力を強化し、その変革を促進し、将来世代への約束を確実なものとする」というものである。特に、外国資本による不動産投資の下限の見直しについては、マレーシアにおいて不動産の購入を検討している日本企業・日本人にも多大な影響が存すると考えられる。

1. 直接税

(1) 法人所得税率の見直し

現在の税制下では一般法人の法人税率は25%で固定されているが、Goods and Services Tax (GST) の導入に伴い、2016年度より法人税率を24%にするとしている。

(2) 個人所得税率の見直し

現在の税制下ではマレーシアの居住者は0%から26%の間の税率で個人所得税を課されているが、2014年度予算案では可処分所得を増大し、またGSTの導入と平仄を合わせる形で、個人所得税率を所得階層別にそれぞれ1%から3%引き下げるとしている。これにより、現在最高税率である26%を課されている所得層は、所得階層に応じて24%、24.5%ないし25%の税率を課されることになる。この改正は、100,000マレーシアリングギット以上の課税所得者に対して一律26%の税率を課していた現行税制と比べ、大幅な見直しであるといえる。また、非居住者の個人所得税率は現行の26%から1%引き下げられて、25%となる。

2. 間接税

(1) 売上・サービス税 (Sales and Service Tax) の廃止

現在マレーシアでは1972年Sales Tax Act及び1975年Service Tax Actに基づき、売上・サービス税 (Sales and Service Tax) が課されている。かかる売上・サービス税の概念は、最終消費者に対する二重課税となることからその見直しが検討されていた。2014年度予算案においては、売上・サービス税を廃止すると共に、これをアジア諸国でも広く消費税として導入されているGSTに置き換えることとしている。

(2) Goods and Service Tax の導入

2014年度予算案で導入することとされたGSTは、2015年4月1日から課税が開始されることとなっているため、マレーシアにおける事業者はその導入まで猶予期間が与えられることになる。2014年度予算案で提案されているGSTの概要は以下のとおりである。

- 税率は6%（この税率は、GSTのような消費税を導入している東南アジア諸国の税率の中で最も低い税率である）とする。
- 生活必需品、生活水及び一定量の電力供給・公共交通・医療・教育サービスはGST課税の対象外とする。
- 居住用不動産物件の売買及び賃貸、ならびに一定の金融サービスはGSTの課税対象外とする。
- マレーシアにおける事業者は、導入までの猶予期間中にGST課税に向けた準備を万端としなければならない。特に契約期間が長期にわたる契約や取引に関しては、GST導入にあたってその課税関係がどのように処理されるかを明確にする観点から確認する必要がある。また会計システムがGSTの導入

¹¹ http://www.treasury.gov.my/index.php?option=com_content&view=article&id=2587%3Abajet-2014&catid=87%3Acatbajet-tahunan&Itemid=195&lang=en

にあたって引き続きスムーズに会計処理ができるよう、そのアップデート作業には細心の注意を払う必要がある。

3. 不動産

(1) 不動産譲渡益税 (Real Property Gains Tax) の見直し

2014年度予算案は、不動産の投機的な取引を抑制するため、現行の不動産譲渡益税 (Real Property Gains Tax、以下「RPGT」) の税率を大幅に引き上げた。2014年1月1日からは、不動産の譲渡、及び不動産保有会社の株式の譲渡に関しては以下の新税率のRPGTが課されることとなる¹²。

保有年数	RPGT 適用税率		
	企業	個人 (マレーシア国民及び永住者)	個人 (非居住者)
3年以内	30%	30%	30%
4年目	20%	20%	30%
5年目	15%	15%	30%
6年目以降	5%	0%	5%

(2) 外国資本による不動産投資の下限の見直し

2011年に発行された不動産取得に関するガイドライン (The Economic Planning Unit's Guideline on the Acquisition of Properties) によれば、1物件あたり50万マレーシア・リングgit未満で評価される物件を外国人及び外国資本が取得することは禁じられている。2014年度予算案は、かかる下限を50万マレーシア・リングgitから100万マレーシア・リングgitに引き上げることとされており、日本企業・日本人は注意が必要である。

マレーシアに関するお問い合わせについては、下記までお願いいたします。

木村裕 Wong & Partners (ベーカー&マッケンジーのメンバーファーム)

クアラルンプール勤務 Tel: +603-2298-7888 yutaka.kimura@bakermckenzie.com



ミャンマー

● ミャンマー雇用及び技能開発法の制定：雇用契約の締結及び技能開発基金への納付を義務付け

ミャンマーにおける雇用創出及び労働者の技能開発を目的として、ミャンマー雇用及び技能開発法 (Myanmar Employment and Skill Development Law) が2013年8月30日に制定された。同法は、制定日から3ヶ月後に施行が予定されている。

同法の主な項目は以下のとおりである。

- 雇用主は、従業員を雇用してから30日以内に雇用契約を締結することが義務付けられている。雇用契約には、職種、試用期間、賃金・給与、勤務地、雇用期間、勤務時間、休日等を含む21の事項を含めることが求められている。当該雇用契約は、写しを管轄当局に対して所定の期間内に提出し、承認を得なければならない。

¹² 表の保有年数は、当該不動産等の取得日から譲渡日までの期間を指す。取得日は印紙が貼付された売買契約に記載の取得日、あるいは印紙が貼付された Form 14A の日付のいずれかとなる。同様に、譲渡日も両書類のいずれかに記載された日付となる。

- 同法に基づき、従業員の技能開発のための基金が設置され、雇用主は従業員の給与の0.5%以上を毎月納付することが求められている。
- 雇用主が上記の雇用契約の締結義務又は技能開発基金への納付義務に違反した場合、6ヶ月以下の禁固若しくは罰金又はその併科が課されるとされている。

これらはミャンマーに進出する日系企業の活動にも影響し得るものと思われる。ただし、法令上の文言からは内容が必ずしも明確でない事項（例えば、基金への具体的な納付額等）も多々あることから、同法の今後の運用を注視していく必要がある。

ミャンマーに関するお問い合わせについては、下記までお願いいたします。

勝山正雄 バンコク事務所勤務 Tel: +66-2-636-2000（内線 4022）
masao.katsuyama@bakermckenzie.com

南アジア



インド

● インド証券取引委員会、有価証券のオプション条項、先買権の有効性を認める

2013年10月3日、インド証券取引委員会（Securities and Exchange Board of India、以下「SEBI」）は、これまでの方針を転換し、SEBIの承認を得ることなく、有価証券のオプション条項を有効なものとするを含む通達（以下「本通達」）を出した。

これまでは、契約締結日当日又は翌日に有価証券を現実に交付し、売買代金の支払も行う内容の有価証券売買契約（以下「スポットデリバリー契約」）など、限られた種類の有価証券売買契約を除き、有価証券の売買契約は禁止されていた。そのため、上場会社のM&A案件における株式のプットオプション／コールオプション条項も、有価証券の将来売買とみなされ、認められないと解釈されていた。

本通達は、以下のいずれかに該当する有価証券の売買契約／条項を有効とする。

- スポットデリバリー契約
- デリバティブとしての有価証券の売買
- 株主間契約又は会社定款等において規定されている先買権、売却参加権（タグアロング）、売却強制権（ドラッグアロング）に関する合意
- 以下の条件を満たす、株主間契約又は会社定款等において記載されているオプション条項：
 - 売主が、契約締結日から1年以上、有価証券を保有すること
 - オプションの行使により売買される有価証券の対価の支払いが、関連法令に違反しないこと
 - 有価証券の現実の公布（引き渡し）が行われること

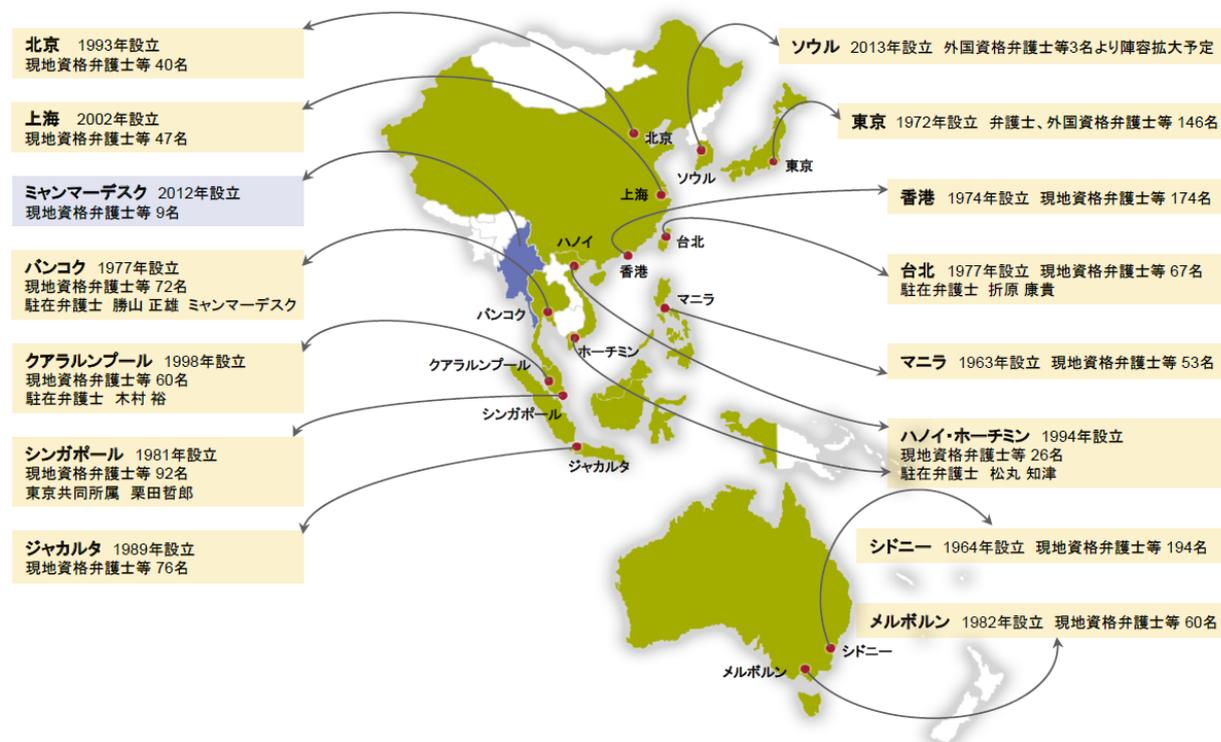
なお、本通達以前に締結された契約を遡及的に有効とするものではないことが、本通達に明記されている。

インドに関するお問い合わせについては、下記までお願いいたします。

鈴木泰治郎 Tel: 03-6271-9701 taijiro.suzuki@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジーのアジア・太平洋地域のネットワーク

ベーカー&マッケンジーは、アジア・太平洋地域に15の事務所からなるネットワークを有するアジア最大規模の法律事務所です。アジア各地で日本人弁護士が執務し、日本企業のニーズに即したきめ細かいリーガルサービスを提供しております。



For more information

本ニューズレターに関するお問い合わせ先

アジアフォーカスチーム

栗田 哲郎

東京:
03 6271 9522
090 1612 2143

シンガポール:
+65 8183 5114

インドネシア
+62 812 12 789427

tetsuo.kurita@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー法律事務所
(外国法共同事業)

〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山
森タワー28F
Tel 03 6271 9900
Fax 03 5549 7720
www.bakermckenzie.co.jp

[Privacy Policy](#)

ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)はスイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジー インターナショナルのメンバーファームです。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。

本書面に関し、ベーカー&マッケンジー法律事務所又はその所属専門家その他の所員(以下併せて「当事務所」といいます)に対して、電子メール等により返信をお送りいただくときは、その返信によって直ちに送信者と当事務所との間に何らかの専門職業業務の委任関係が成立するわけではないことにご留意下さい。

本書面の内容に関するか否かに関わりなく、当事務所との委任関係が成立するためには、当事務所が受任を承諾することが必要となります。こうした事前の受任承諾か、又は少なくとも受任前の事前相談を受けることへの承諾がなされていない限り、当事務所に対して秘密又は非公知と思われる情報を送付しないようお願い致します。かかる承諾がないまま送付された情報は、すべて非秘密又は公知の情報とみなされ、守秘の対象外となります。